

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

犬山市長 原 欣 伸

記

1 協議の場を設けた区域

楽田地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年2月27日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 4 経営体

法人 1 経営体

4 当該区域における地域農業の将来のあり方

楽田地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体と営農意欲の高い農家が担う。地区内で農地の受け手が不足するときは、他地区から担い手の受入れを促進することにより対応していく。

5 当該区域における農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。所有者へ農地中間管理事業を周知し、担い手が集約しやすい仕組みを構築する。また、集約の区割りについては担い手間で協議をしていく。

圃場集約を進め、農業用水の通水方法等、効率的な営農手法を地域として検討していく。

実質化された人・農地プラン(案)

| | | | |
|------|------------------|-----------|-----------|
| 市町村名 | 対象地区(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 犬山市 | 楽田地区 (19農事組合) | 平成28年3月3日 | 令和5年3月31日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積 | 224.8ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 135.1ha |
| ③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計 | 121.8ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 37.8ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 51.7ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 24.3ha |
| 備考 | |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・今後中心経営体が引き受ける意向のある農地の面積よりも、70歳以上で後継者未定及び後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、2～5年先に耕作者が減少し、増加傾向にある不耕作地が急増するおそれがあるため、新たな担い手の確保が不可欠である。 ・当地区の市外在住の農地所有者に対し、農地中間管理事業等に関する周知が必要である。 ・米価が低くなり、耕作者のやる気がなくなる。 ・地区東部では、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害があり対策が必要になっている。 ・畑、果樹は、従事者の高齢化や後継者不足により荒廃化が深刻である。 ・果樹は、カラスによる被害対策が必要になっている。 ・水稲は、ジャンボタニシによる被害があり対策が必要になっている。 ・小規模農家は、農機具の老朽化、新規投資の高額負担に課題がある。 ・農家育成・確保にあたり、流通ルート、販売場所の確保が課題である。 ・農業用機械による耕作が困難な農地が課題である。 ・集約化だけでは営農環境(農地、道路、水路)の維持管理が困難である。 |
|--|

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| 楽田地区の農地利用は、認定農業者等5経営体が中心経営体として担う。地区内で農地の受け手が不足するときは、他地区から担い手の受入れを促進することにより対応していく。 |
|---|

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名・名称) | 現状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | |
|----|----------------|---------|--------|--------------|--------|---------|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 |
| 認農 | A | 水稲・麦 | 20.3ha | 水稲・麦 | 29.0ha | 羽黒、楽田 |
| 認農 | B | 水稲・麦 | 12.1ha | 水稲・麦 | 20.0ha | 羽黒、楽田 |
| 認農 | C | 水稲、苗物 | 4.8ha | 水稲、苗物 | 8.1ha | 楽田 |
| 認農 | D | 水稲 | 3.9ha | 水稲 | 7.0ha | 楽田 |
| | E | 水稲、露地野菜 | 1.2ha | 水稲、露地野菜 | 1.6ha | 楽田 |
| 計 | 5経営体 | | 42.3ha | | 65.7ha | |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。所有者へ農地中間管理事業を周知し、担い手が集約しやすい仕組みを構築する。また、集約の区割りについては担い手間で協議をしていく。

圃場集約における、より効率的な営農手法を地域として検討していく。

新たな担い手確保に関する方針

国の経営開始資金等の新規就農者育成施策の活用や市独自の新規就農支援補助金等の農業施策の推進により、地区内での担い手育成や新たな担い手を地区外から確保する取り組み等を進める。

畑、果樹の課題解決に向けて、担い手の確保や援農手法を検討していく。

県、JA等関係機関と連携して、農業者の育成・確保や販路開拓の支援に努める。

耕作条件整備に関する方針

地域ぐるみで営農に従事しやすい環境整備(農地、道路、水路)に努める。

鳥獣被害防止対策及び特定外来生物対策の取組方針

有害鳥獣の捕獲強化、電気柵や防鳥ネット等の設置補助の活用により、農作物被害の軽減に取り組む。また、ジャンボタニシの被害軽減を図る取り組みを進める。

(参考)アンケートでの農地の貸付け意向(任意記載事項)

| 農地数 | 貸付け等の区分(㎡) | | |
|-----|------------|------|----|
| | 貸付け | 作業委託 | 売渡 |
| 54筆 | 33,894 | | |